

岡山県女性活躍推進等就業環境整備支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡山県女性活躍推進等就業環境整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）の執行については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県内中小企業等が行う女性が働きやすい職場環境の整備を支援することにより、中小企業等における女性の就業、就業継続及び職域拡大を図ることを目的とする。

(補助対象等)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が実施する女性が働きやすい職場環境の整備に要する経費とする。

2 補助対象事業者は、別表第一の要件を満たすものとする。

3 補助対象経費の区分、補助率及び補助限度額は、別表第二のとおりとする。ただし、次の各号に該当する事業は、交付の対象外とする。

（1）規則第4条の申請書の提出時において既に着手されている事業

（2）同一の年度において既に補助金の交付の決定を受けた者が行う事業

（3）他の補助金等の交付を受けて行われる事業

(交付の申請)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1－1号様式による補助金交付申請書及び第1－2号様式による誓約書を知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは交付決定を行い、交付決定を受けた補助対象事業者は第2号様式による補助金交付決定通知書を送付する。

2 知事は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 補助対象事業者は、前条第1項の補助金の交付決定を受けた場合において、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面をもって知事に申し出なければならない。

(事業内容の変更等)

第7条 補助対象事業者は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ第3号様式による変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項ただし書きの軽微な変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

(1) 補助金の増額を伴う変更

(2) 補助金の20%を超える減額を伴う変更

(3) 整備する施設の種類又は規模の変更（減少又は縮小を除く。）を伴う変更

(債権譲渡の禁止)

第8条 補助対象事業者は、第5条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事業の中止及び廃止)

第9条 補助対象事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ第4号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第10条 補助対象事業者は、自己の責任によらない理由により補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに第5号様式による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、第6号様式による実績報告書を、補助事業終了後30日以内又は令和7年12月末日のいずれか早い日まで（ただし、第9条の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から15日以内）に知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは補助金の額を確定し、第7

号様式による補助金の額の確定通知書を補助対象事業者に送付する。

(補助金の支払等)

第13条 知事は、前条の規定による補助金の額を確定後、補助金を支払うものとする。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、第8号様式による補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第12条に規定する通知の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助対象事業者が、法令、本交付要綱等、知事の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助対象事業者が、本補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業者が、補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助対象事業者が、提出書類に虚偽の内容を記載し、申請したことが判明した場合
- (5) 本補助金以外の国、県、市町村、公的団体又は民間団体から交付される他の補助金との重複受給等が判明した場合
- (6) 上記の他、知事が適当と認める場合

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

- 2 知事は、前項の規定による返還の命令に係る交付決定の取消しにやむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助対象事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金を納付しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- 3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(補助金に係る経理)

第17条 補助対象事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書

類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第18条 補助対象事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、第9号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

2 補助対象事業者は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「耐用年数」という。）においては、他の用途に使用し、他の者に貸付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ第10号様式による取得財産等の処分承認申請書を提出し、知事の承認を得なければならない。この場合において、知事は、当該取得財産等が耐用年数を経過している場合を除き、補助対象事業者が取得財産等の処分により収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させるものとする。

3 補助対象事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(収益納付)

第19条 知事は、補助事業期間内において、補助対象事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(その他必要な事項)

第20条 本交付要綱で定めるもののほか、補助金の交付及び補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和7年3月5日から施行する。

別表第一 補助対象事業者（第三条第二項関係）

補助対象事業者の要件
(1) 岡山県内に事業所等を有する中小企業支援法第2条第1項で定義される中小企業者であること。 (2) 次のいずれにも該当しないこと（いわゆる「みなし大企業」でないこと。）。 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）が所有している中小企業者 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者 (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項に規定する一般事業主行動計画において、女性の就業継続、職域拡大等に関する目標を定めていること。 (4) 次のいずれにも該当しないこと。 ・役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者 ・役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められる者 ・役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者 ・暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められる者 (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行っていないこと。 (6) 県税に未納がないこと。（徴収の猶予を受けている者は除く。） (7) 訴訟や法令遵守上において、本事業の遂行に支障をきたすような問題を抱えている者でないこと。 (8) 岡山県女性活躍推進等就業環境整備支援モデル事業補助金の交付決定を受けていないこと。

別表第二 補助対象経費等（第三条第三項関係）

補助金の交付の対象となる経費の区分	補助率	交付額
1 県内の事業所における、女性が働きやすい職場環境づくりに資する女性専用施設（トイレ、更衣室、シャワー室）又は備品の新設、増設、改修又は購入に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。） 2 県内の事業所において、職場のコミュニケーションが活性化し、女性が働きやすい職場環境づくりに資する休憩室の設備及びそれに伴う備品の購入に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。） 3 その他、女性の就業環境改善に資する施設・設備で知事が認めるもの 注 補助金の交付の対象となる経費が45万円以上であるものに限る。	2 / 3	左の対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と次の額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 2, 0 0 0 千円